



島根県報

令和元年9月27日（金）

号外第49号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委訓令】

島根県教育庁等公印規程の一部改正

（教育庁総務課） 2

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 3 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 27 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

別表第 2 中第 10 号を第 13 号とし、第 5 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同表第 4 号中「卒業証書（学校印に限る。）」を「卒業証書及び修了証書」に改め、同号を同表第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）に基づく卒業証書及び修了証書

別表第 2 第 3 号中「及び返納通知書」を「返納通知書」に改め、同号を同表第 5 号とし、同表第 2 号を同表第 4 号とし、同表第 1 号中「修得証明書」を「単位修得証明書」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(2) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく普通免許状、有効期間更新証明書、有効期間延長証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書及び免許状更新講習免除証明書

(3) 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）に基づく教育職員免許状授与証明書、特別免許状及び臨時免許状

附 則

この訓令は、令和元年 9 月 27 日から施行する。